



許可番号第 6620043942 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 大阪府大阪市西淀川区中島二丁目8番5号

氏 名 **株式会社鳴袋商店**

代表取締役 鳴袋 大三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 松井 一郎



許 可 の 年 月 日 令和 3 年 1 2 月 2 4 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 8 年 1 1 月 1 3 日

1. 事業の範囲

事業の区分：中間処理

処分の方法：破碎

産業廃棄物の種類：

- | | | | |
|-------------|---------|----------|---------|
| 1. 廃プラスチック類 | 3. ゴムくず | 5. ガラスくず | 7. がれき類 |
| 2. 木くず | 4. 金属くず | 6. 鋳さい | |

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く 以上7種類

処分の方法：天日乾燥

産業廃棄物の種類：

1. 汚泥（有機性汚泥を除く）

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類：①破碎施設 ②天日乾燥施設
(2) 設置場所：大阪市西淀川区中島2丁目1番19号
(3) 設置年月日：①昭和61年12月4日 ②平成16年6月15日
(4) 処理能力：①640t/日 ②90m³/日
(5) 許可年月日：①平成13年2月1日
(6) 許可番号：①第343号

3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 8 年 1 1 月 1 4 日 当初許可

令和 3 年 1 2 月 2 4 日 許可更新

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無